仕 様 書

1. 業務名: 令和7年度(鳥獣被害防止総合対策推進交付金)造林地におけるニホンジカ摂食被害等調査業務

2:業務場所:雲南市内全域

3. 履行期間:契約締結の翌日から令和8年1月30日まで

4. 業務内容

I. 調査地の選定

別紙「造林地一覧表」から以下の要件に該当する29か所の調査地を選定すること。

- (1)地域的、地形的偏りを考慮して調査地を選定すること。
- (2) 調査地の選定に際しては、1齢級を優先して選定すること。また、樹種はヒノキを優先すること。
- (3) 選定した調査地については、発注者と協議のうえ確定すること。

Ⅱ. 調査の方法

- (1) 1調査地につき 50 本の植栽木を対象に、樹高、シカ被害の有無(頂 芽食害、樹皮剝ぎ、矮小化、枯死)を記録する。ただし、スギ・ヒノ キ混植林については、樹種ごとに 50 本の植栽木を調査すること。
- (2) 樹高や被害の状況について、その調査地の全体林分の状況が反映できるように標準地を設定すること。

5. 成果品

- (1)調査地の選定理由
- (2)調査地の位置図及び区域図
- (3)調査状況写真
- (4) 植栽木調査票

植栽木調査票

調査年月日: 所在地: 樹種: 記録者:

番号	樹高(cm)	食害の有無と種類	枯死	番号	樹高(cm)	食害の有無と種類	枯死
1		□頂芽食害 □樹皮剝ぎ □矮小化 □食害なし		26		□頂芽食害 □樹皮剝ぎ □矮小化 □食害なし	
2		□頂芽食害 □樹皮剝ぎ □矮小化 □食害なし		27		□頂芽食害 □樹皮剝ぎ □矮小化 □食害なし	
3		□頂芽食害 □樹皮剝ぎ □矮小化 □食害なし		28		□頂芽食害 □樹皮剝ぎ □矮小化 □食害なし	
4		□頂芽食害 □樹皮剝ぎ □矮小化 □食害なし		29		□頂芽食害 □樹皮剝ぎ □矮小化 □食害なし	
5		□頂芽食害 □樹皮剝ぎ □矮小化 □食害なし		30		□頂芽食害 □樹皮剝ぎ □矮小化 □食害なし	
6		□頂芽食害 □樹皮剝ぎ □矮小化 □食害なし		31		□頂芽食害 □樹皮剝ぎ □矮小化 □食害なし	
7		□頂芽食害 □樹皮剝ぎ □矮小化 □食害なし		32		□頂芽食害 □樹皮剝ぎ □矮小化 □食害なし	
8		□頂芽食害 □樹皮剝ぎ □矮小化 □食害なし		33		□頂芽食害 □樹皮剝ぎ □矮小化 □食害なし	
9		□頂芽食害 □樹皮剝ぎ □矮小化 □食害なし		34		□頂芽食害 □樹皮剝ぎ □矮小化 □食害なし	
10		□頂芽食害 □樹皮剝ぎ □矮小化 □食害なし		35		□頂芽食害 □樹皮剝ぎ □矮小化 □食害なし	
11		□頂芽食害 □樹皮剝ぎ □矮小化 □食害なし		36		□頂芽食害 □樹皮剝ぎ □矮小化 □食害なし	
12		□頂芽食害 □樹皮剝ぎ □矮小化 □食害なし		37		□頂芽食害 □樹皮剝ぎ □矮小化 □食害なし	
13		□頂芽食害 □樹皮剝ぎ □矮小化 □食害なし		38		□頂芽食害 □樹皮剝ぎ □矮小化 □食害なし	
14		□頂芽食害 □樹皮剝ぎ □矮小化 □食害なし		39		□頂芽食害 □樹皮剝ぎ □矮小化 □食害なし	
15		□頂芽食害 □樹皮剝ぎ □矮小化 □食害なし		40		□頂芽食害 □樹皮剝ぎ □矮小化 □食害なし	
16		□頂芽食害 □樹皮剝ぎ □矮小化 □食害なし		41		□頂芽食害 □樹皮剝ぎ □矮小化 □食害なし	
17		□頂芽食害 □樹皮剝ぎ □矮小化 □食害なし		42		□頂芽食害 □樹皮剝ぎ □矮小化 □食害なし	
18		□頂芽食害 □樹皮剝ぎ □矮小化 □食害なし		43		□頂芽食害 □樹皮剝ぎ □矮小化 □食害なし	
19		□頂芽食害 □樹皮剝ぎ □矮小化 □食害なし		44		□頂芽食害 □樹皮剝ぎ □矮小化 □食害なし	
20		□頂芽食害 □樹皮剝ぎ □矮小化 □食害なし		45		□頂芽食害 □樹皮剝ぎ □矮小化 □食害なし	
21		□頂芽食害 □樹皮剝ぎ □矮小化 □食害なし		46		□頂芽食害 □樹皮剝ぎ □矮小化 □食害なし	
22		□頂芽食害 □樹皮剝ぎ □矮小化 □食害なし		47		□頂芽食害 □樹皮剝ぎ □矮小化 □食害なし	
23		□頂芽食害 □樹皮剝ぎ □矮小化 □食害なし		48		□頂芽食害 □樹皮剝ぎ □矮小化 □食害なし	
24		□頂芽食害 □樹皮剝ぎ □矮小化 □食害なし		49		□頂芽食害 □樹皮剝ぎ □矮小化 □食害なし	
25		□頂芽食害 □樹皮剝ぎ □矮小化 □食害なし		50		□頂芽食害 □樹皮剝ぎ □矮小化 □食害なし	